

地方税法施行規則及び地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則の一部を改正する省令

第一条による改正（地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号））

改 正 案	現 行
<p>（法第七十二条の百十四第三項の総務省令で定める額）</p> <p>第七条の二の九 略</p> <p>一 略</p> <p>二 境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県の額の二分の一の額に、当該区域の従業者数（経済センサス基礎調査規則（平成二十年総務省令第二百二十五号）</p> <p>によつて調査した平成二十一年七月一日現在における従業者数又はこれに相当する従業者数として総務大臣が別に定める従業者数をいう。以下この号、次条第二号及び第七条の二の十二ただし書において同じ。）を当該都道府県の従業者数で除して得た率を乗じて得た額</p> <p>（政令第三十五条の二十第一項第三号の従業者数）</p> <p>第七条の二の十二 政令第三十五条の二十第一項第三号の従業者数は、経済センサス基礎調査規則 によつて調査した平成二十一年七月一日現在</p>	<p>（法第七十二条の百十四第三項の総務省令で定める額）</p> <p>第七条の二の九 略</p> <p>一 略</p> <p>二 境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県の額の二分の一の額に、当該区域の従業者数（経済センサス基礎調査規則（平成二十年総務省令第二百二十五号） 附則第二条の規定による廃止前の事業所・企業統計調査規則（昭和五十六年総理府令第二十六号。第七条の二の十及び第七条の二の十五において「旧事業所・企業統計調査規則」という。）によつて調査した平成十八年十月一日 現在における従業者数又はこれに相当する従業者数として総務大臣が別に定める従業者数をいう。以下この号、次条第二号及び第七条の二の十二ただし書において同じ。）を当該都道府県の従業者数で除して得た率を乗じて得た額</p> <p>（政令第三十五条の二十第一項第三号の従業者数）</p> <p>第七条の二の十二 政令第三十五条の二十第一項第三号の従業者数は、旧事業所・企業統計調査規則によつて調査した平成十八年十月一日 現在</p>

における従業者数とする。ただし、当該従業者数が公表された後において都道府県の境界にわたつて市町村の設置又は境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつたときは、当該境界変更のあつた区域の従業者数を、当該境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県については当該都道府県の従業者数から減じたものとし、当該区域が新たに属することとなつた都道府県については当該都道府県の従業者数に加えたものとする。

(法第七十二条の百十五第一項の従業者数)

第七十二条の二十五 法第七十二条の百十五第一項に規定する事業所統計の最近に公表された結果による各市町村の従業者数は、経済センサス基礎調査規則によつて調査した平成二十一年七月一日現在における従業者数とする。ただし、当該従業者数が公表された後において市町村の廃置分合若しくは境界変更があつたとき又は市町村の境界が確定したときは、道府県知事が必要と認める場合に限り、当該廃置分合若しくは境界変更又は境界確定に係る区域の従業者数を関係市町村の従業者数に加え、又は関係市町村の従業者数から減じたものとすることができる。

における従業者数とする。ただし、当該従業者数が公表された後において都道府県の境界にわたつて市町村の設置又は境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつたときは、当該境界変更のあつた区域の従業者数を、当該境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県については当該都道府県の従業者数から減じたものとし、当該区域が新たに属することとなつた都道府県については当該都道府県の従業者数に加えたものとする。

(法第七十二条の百十五第一項の従業者数)

第七十二条の二十五 法第七十二条の百十五第一項に規定する事業所統計の最近に公表された結果による各市町村の従業者数は、旧事業所・企業統計調査規則によつて調査した平成十八年十月一日現在における従業者数とする。ただし、当該従業者数が公表された後において市町村の廃置分合若しくは境界変更があつたとき又は市町村の境界が確定したときは、道府県知事が必要と認める場合に限り、当該廃置分合若しくは境界変更又は境界確定に係る区域の従業者数を関係市町村の従業者数に加え、又は関係市町村の従業者数から減じたものとすることができる。

